

## 論 説

## 国境調整税の理論と政策

河 音 琢 郎  
篠 田 剛

## 目次

## はじめに

1. 租税理論からのアプローチ
  - 1.1 DBCFTの仕組みと特徴
  - 1.2 多国籍企業とDBCFT
  - 1.3 DBCFTの理論と実際
2. アメリカ政策過程における国境調整税
  - 2.1 ライアン=ブレディ・プラン
  - 2.2 国境調整税導入の政策的論理と現実
  - 2.3 国境調整税のオミット

## おわりに

## はじめに

今般国境調整税 (Border Adjustment Tax) が脚光を浴びるに至ったのは、2016年のアメリカ大統領選挙にあたり、共和党の政策綱領に国境調整税が盛り込まれたことに端を発している。下院議長のポール・ライアン (Paul Ryan, WI) と下院歳入委員会 (Ways and Means Committee) 委員長のケビン・ブレディ (Kevin Brady, TX) とがとりまとめた“A Better Way”と名付けられた税制改革プランがそれである<sup>1)</sup>。ライアン=ブレディ・プランの国境調整税構想は、これまで租税論において議論されてきた、仕向地ベースのキャッシュフロー法人税 (Destination-Based Cash-Flow Tax, 以下DBCFTと略) を理論的な土台としている。しかしながら、租税論の世界で構想されてきたDBCFTとライアン=ブレディ・プランに体现されたより具体的となった政策構想とは、その導入の論理や政策的動機において異なった諸点を有している。それゆえ本稿では、国境調整税をめぐる議論を、租税論における理論的側面 (1.) と、今般のアメリカにおいて具体的に提示された政策的側面 (2.) とに区別して検討していきたい。

第1節においては、国境調整税の理論的側面を取り扱う。まずは、国境調整税について言及した租税論の既存研究をトレースし、それがキャッシュフロー法人税と一体となったDBCFTとして構想されていること、さらには、こうしたDBCFTの提起が本質的には支出税ベースでの

個人所得税と法人所得税との一体化を企図したものであることを明らかにする（1.1）。

その上で、DBCFTが国際的な企業立地、所得配分に対して中立性を確保できるという主張について検証する。とりわけ、DBCFTが、全世界各国においてとられるケースと、特定国のみにおいて採用されるケースとを区別し、このいずれのケースを想定するかによりDBCFTが国際的な企業行動と所得配分に及ぼす影響は大きく異なってくることを明らかにする（1.2）。

以上の分析を踏まえた上で、執行上の実務的課題、世界貿易機関（World Trade Organization, 以下WTOと略）の補助金ルールをはじめとした既存の国際ルールとの整合性、DBCFT導入のより現実的ケースと考えられる、特定国のみが採用した場合にもたらされる国際的な租税制度上の課題、といった側面からDBCFTのもつ問題点について指摘する（1.3）。

第2節では、ライアン＝ブレディ・プランに体现された国境調整税を検討対象として分析し、国境調整税導入の特殊アメリカ的な政策論理と政治的意図を明らかにする。ライアン＝ブレディ・プランは、自称1986年税制改革法以来の包括的で大規模な税制改革を提示したものであるが、本稿では、国境調整税の理論的、政策的含意を明らかにするというテーマに鑑み、同プランのうち企業課税、国際課税に関わる部分に焦点を絞ってその概要を検討し、同プランにおける国境調整税の位置づけについて明らかにする。その際、第1節で論じる租税理論としての国境調整税一般とは異なる、今日のアメリカの状況を体现した特殊性を有するものとして、ライアン＝ブレディ・プランにおける国境調整税導入の論理を特徴付けてみたい。その特徴を端的に言えば、付加価値税（Value-Added Tax, 以下VATと略）を有する他先進諸国に対してそれを持たないアメリカの税制がアメリカ企業の国際競争上の劣位を生み出しているという認識に依拠して、法人税への国境調整の組み込みにより、これに対抗するという論理である（2.1）。

ただし、国境調整税の導入には、上記の論理とはまた別に、法人税率引き下げに伴う大幅な税収減を補う代替財源の確保、という意味合いをもたされていた。それゆえ、本稿では第2に、ライアン＝ブレディ・プランにおける国境調整税導入のこうした政治的意図について、民間シンクタンクの将来税収推計に依拠して明らかにする（2.2）。

また、周知の通り、一大注目を集めた国境調整税ではあったが、2017年にトランプ政権・共和党統一政府が成立し、税制改革の立法化がいよいよ実現可能な具体的課題となった段階において、国境調整税は早々に税制改革プランからオミットされることとなった。それゆえ、国境調整税がオミットされるに至った背景について、本節の最後に検討する（2.3）。

以上を通じて、国境調整税の一般理論と特殊アメリカにおける政策化との相違点をクリアに示し、国境調整税をめぐる議論の交通整理を行うことが本稿の課題である。なお、本稿の第1節については篠田が、第2節については河音が執筆を担当し、相互チェックを行った。それに先立つ問題提起と最後のまとめは両者による共同執筆である。

## 1. 租税理論からのアプローチ

### 1.1 DBCFT の仕組みと特徴

#### 1.1.1 DBCFT の課税ベースと課税の仕組み

DBCFT の課税ベースは、国内における消費から国内における賃金（労働所得）を控除したものである。このことを国民所得の構成要素の点から見てみよう。まず、政府部門を除いた国民所得を  $Y$ 、消費を  $C$ 、投資を  $I$ 、輸出を  $X$ 、輸入を  $M$  で表すと、国民所得  $Y$  は、 $Y = C + I + X - M$  と表せる。また、資本所得を  $R$  と労働所得を  $W$  とすると、国民所得  $Y$  は資本所得と労働所得の合計であるから、 $R + W = C + I + X - M$  と表すことができる。この式を用いると、DBCFT の課税ベースは次のようになる。

$$\text{DBCFT 課税ベース} : C - W = R - I + M - X \quad \dots\dots\text{①}$$

①式は、国内の消費から国内における労働所得を控除した DBCFT の課税ベースは、資本所得から投資を控除し、貿易赤字 ( $M - X$ ) を加えたものに等しいことを意味している。

このことは次の 2 点を意味している。第 1 に、DBCFT は国内におけるキャッシュフローに課税するということである。 $R - I$  とあるように、投資は資本所得から即時控除される。第 2 に、DBCFT が国境調整を必要とすることである。 $M - X$  とあるように、純輸入すなわち貿易赤字が課税ベースに加わる。DBCFT がキャッシュフロー法人税と国境調整による仕向地主義の実現の 2 つを構成要素とするとされるゆえんである。

DBCFT において国境調整が必要となる理由は国際収支の面からも確認できる。海外からの純所得を  $R^f$ 、海外への純資投資を  $I^f$  とすると、国際収支の恒等式から、 $X - M + R^f = I^f$  (すなわち、経常黒字 = 資本純流出) が成り立つため、 $M - X = R^f - I^f$  より、①は次のように表すこともできる。

$$\text{DBCFT 課税ベース} : C - W = (R - I) + (R^f - I^f) \quad \dots\dots\text{②}$$

すなわち、「DBCFT は国内のキャッシュフローと同様にクロス・ボーダーのキャッシュフローに課税する」のであり、もし「国境調整が行われなければ、課税ベースは国内のキャッシュフロー、すなわち  $R - I$  のみになってしまう」(Auerbach (2017), p. 8)。つまり、国境調整がなければ、国内のキャッシュフローが重課されてしまい、国内立地を阻害することになる。したがって、DBCFT はキャッシュフロー法人税を開放経済下で実施するものだとすることができる。

では、DBCFT は具体的にどのように課税されるのだろうか。表 1 は簡単な設例を用いた DBCFT の課税の仕組みを示したものである。A 国、B 国の両方で DBCFT が導入されており、A 国の企業 A 社が A 国で生産した商品を A 国、B 国の両方で販売するケースを想定している。なお、A 国の税率は 20%、B 国の税率は 30% である。

A 社の A 国における DBCFT の課税ベースは 50 となっているが、これは売上 150 から、労働コスト 60 とその他コスト 40 を控除した額である。したがって、A 国における税額は 10 である ( $50 \times 20\% = 10$ )。一方、B 国でも 150 の売上があるが、B 国では労働コストもその他コストも生じてい

表1 DBCFT の課税の仕組み

	A 国	B 国	合計
税率	20%	30%	
労働コスト	60	0	60
その他コスト	40	0	40
売上	150	150	300
DBCFT 課税ベース	50	150	200
DBCFT 税額	10	45	55

出所) Auerbach, Devereux, Keen and Vella (2017b), p. 787 より作成。

表2 資本所得課税の代替システム

課税ベースの立地	business tax の対象となる所得のタイプ		
	株式の収益全体	資本の収益全体	超過収益 (rent)
源泉地国	①伝統的な法人所得税 (外国源泉所得免除を伴う)	④二元的所得税 ⑤包括的事業所得税 (CBIT)	⑥ ACE を伴う法人税 ⑦源泉地ベースのキャッシュフロー法人税
企業本社の居住地国	②居住地ベース法人所得税 (外国税額控除を伴う)		
個人株主の居住地国	③居住地ベース株主課税		
最終消費の仕向地国			⑧完全仕向地ベースのキャッシュフロー税 ⑨ VAT 型仕向地ベースのキャッシュフロー税

注) ⑧は R+F ベースの、⑨は R ベースのキャッシュフロー法人税である点で異なる。  
出所) Devereux and Sorensen (2006), p. 24 より作成。

ないため、課税ベースは150である。したがって、B国における税額は45となる ( $150 \times 30\% = 45$ )。

この時、A国からB国への輸出について、A国側では輸出売上は益金不算入（輸出免税）となり、B国側では輸入費用が損金不算入（輸入課税）となることで、仕向地主義（destination principle）を実現している。仕向地主義とは、国際課税上の課税権配分の考え方の一つであり、国境を越える取引において、受領国側のみが課税権を有するという基準であるが<sup>2)</sup>、これを実現するには、国境調整が必要となる。VATであれば、税関通過時（税関が存在しない場合は、国内での最初の販売時）において、取引ごとに税額レベルでの計算が行われるのに対し、DBCFTは法人税なので、あくまで個々の法人の所得レベルで計算が行われることになる。この点はDBCFTの国境調整がVATのそれと実施上大きく異なる点であり、実務上大きな困難をもたらす要因となり得るが、さしあたりDBCFTにおいても国境調整が適切に行われるものと仮定しておく。

### 1.1.2 DBCFT の構成要素①——キャッシュフロー法人税

先述のように、DBCFTはキャッシュフロー法人税と仕向地主義を構成要素としている。DBCFTを現行の法人税を含めた各種法人課税との関係で整理したものが表2であるが、DBCFTは同表の⑧ないし⑨に相当する。以下ではそれぞれの構成要素からDBCFTの特徴を明らかにしていく。<sup>4)</sup>

表3 キャッシュフロー法人税におけるRベースとFベース

	資金流入（算入）	流出（控除）
Rベース （財・サービス勘定）	財の売上額 サービスの売上額 固定資産の売却額	原材料の購入額 賃金、俸給、その他のサービスの購入額 固定資産の購入額
Fベース （株式を除く金融勘定）	借入金増加額 金融資産（株式を除く）減少額 受取利子	借入金返済額 金融資産（株式を除く）増加額 支払利子

出所）宮島（1986）、p.85をもとに筆者作成。

まず、DBCFTの構成要素の一つとされるキャッシュフロー法人税であるが、古くは『ミード報告』（Institute for Fiscal Studies（1978））が支出税法系下の法人税構想として提唱したものである。キャッシュフロー法人税の課税ベースは、「資金流入額－資金流出額」すなわち「ネットの資金流入額」であるが、DBCFTで想定されているキャッシュフロー法人税の課税ベースは、『ミード報告』におけるRベースないしR+Fベースである。

表3はRベースとFベースの要素である。Rベースのキャッシュフロー法人税の場合、財・サービスの売上額や固定資産の売却額が資金流入として課税ベースに算入され、原材料の購入額、賃金、俸給、その他のサービスの購入額、固定資産の購入額が資金流出として課税ベースから控除される。受取利子や支払利子などの金融勘定は無視されるのが特徴である。R+Fベースのキャッシュフロー法人税の場合、Rベースに加え、借入金増加額や受取利子などが資金流入として課税ベースとして算入され、借入金返済額や支払利子などが資金流出として課税ベースから控除される。株式を除く金融勘定も課税ベースに含まれるのが特徴である。

キャッシュフロー法人税は中立性の面で優れているとされる。第1に、投資に対する中立性である。現行法人税が正常収益と超過収益を含む収益全体に課税されるのに対し、キャッシュフロー法人税は投資の即時償却によって超過収益のみに課税されるため、投資に対して中立（法人税が存在しない場合と資本コストが同じ）になる。第2に、資金調達に対する中立性である。Rベースでは、そもそも支払利子の控除は認められないため、株式調達と負債調達への影響は中立的である。R+Fベースでは、支払利子と借入金返済額の控除は認められるが、借入金増加額が算入されるため、現在価値で見れば「借入金増加額＝支払利子＋借入金返済額」となり、支払利子控除は実質的に排除されることになる。<sup>5)</sup><sup>6)</sup>

一方で、キャッシュフロー法人税の問題点としては、第1に、現行法人税に比べ課税ベースが狭いため、税収が低下する（あるいは税収を補うために税率が高騰すること）、第2に、移行期において、移行前の投資部分について過大な税負担が生じること、第3に、マイナスの課税が頻発するため、還付行政の問題が生じること、などが挙げられる。DBCFTもキャッシュフロー法人税である以上、上記の長所だけでなくこうした問題点をも抱えることになる。

以上、キャッシュフロー法人税を単独で取り上げて見てきたが、そもそも租税論ではキャッシュフロー法人税は支出税論の文脈で提案されてきたものである。『ミード報告』であれ、Hall-Rabshkaの「フラットタックス」<sup>7)</sup>であれ、現行の所得税を支出税に代えると同時にそれと統合された法人課税としてキャッシュフロー法人税が議論されてきた。宮島（1986）が、「所得税体

表4 直接税と間接税における国際課税原則

直接税		間接税	
原則	二重課税の調整	原則	二重課税の調整
居住地主義 Residence Principle	全世界所得課税 + 外税控除	仕向地主義 Destination Principle	輸出免税 + 輸入課税
源泉地主義 Source Principle	国外所得免税	原産地主義 Origin Principle	輸出課税 + 輸入免税

出所) 筆者作成。

系下での法人所得税の改革を理由とする論者もいますが、これはまったく見当違いです」(p. 83)と指摘するように、キャッシュフロー法人税は支出税体系下の法人課税である。DBCFTもその課税ベースの定義(C-W)から明らかのように支出税体系の下での議論であると言える。実際、DBCFTの主唱者であるAuerbach(2017)は、DBCFTは労働報酬(賃金)を差し引いた消費への課税と等価、あるいは同税率でのVATと賃金補助金の組み合わせと等価である述べ、同様の考え方はHall and Rabushka(1983)にさかのぼるとしている<sup>8)</sup>。このことは第2節で論じられる近年のアメリカにおける国境調整税の政策議論との対比で留意しておくべき点である。

### 1.1.3 DBCFTの構成要素②——仕向地主義課税

DBCFTが現行の法人税とはもちろん、従来から議論されてきたキャッシュフロー法人税とも異なる点は、仕向地主義を採用する点である。

表4は直接税と間接税における国際課税原則の分類である。居住地主義の法人税の下では、全世界所得課税と外国税額控除によって、世界中のどこで所得が発生しても居住地国で税負担が決まることになる。これに対し、源泉地主義の法人税の下では、国内源泉所得のみに課税し、国外所得は課税を免除されるため、所得の源泉地で税負担が決まる。したがって、国際的な所得配分や企業立地に対して中立であるためには、純粋な居住地主義課税が理想的であるが、純粋な居住地主義課税を行うには高度な各国政府間の協力が必要となる<sup>9)</sup>。

そこで注目されるのが、仕向地主義である。仕向地主義のもとでは、世界中のどこで所得が発生しようと、国境調整によって、最終的な消費地で税負担が決まるため、国際的な所得配分に中立であると考えられている。この国際的な所得配分に中立であるという点が、仕向地主義課税という点から見たDBCFTの第1の特徴である。もし、DBCFTが国際的な所得配分に中立であるならば、多国籍企業が行う国際的所得移転を通じたタックス・プランニングの多くが無効化されることになる。このことはDBCFTが注目される理由の一つであるため、1-2の(1)で詳しく検討する。

仕向地主義課税という点から見たDBCFTの第2の特徴は国際的な企業立地に対して中立であるという点である。これは、企業がどこで生産するかに影響を与えないことを意味するため、DBCFTは貿易構造に対しても中立となるとされる。もし、DBCFTが国際的な企業立地や貿易構造に対して中立であるならば、DBCFTそれ自体は一般に言われるような輸出促進税制あるいは国内立地回帰促進税制とは言えない。しかし、なぜ輸出免税と輸入課税という、輸出補助金と輸入関税の組み合わせのようなDBCFTが企業立地や貿易構造に対して中立とされているのだろうか。この点については1-2の(2)で詳しく検討する。

表5 全世界で DBCFT が採用されている下での輸入企業の税額

	価 格	税 額 方法 a	税 額 方法 b
輸入価格 = 100			
輸 入	100	25	0
国内消費者への販売	160	15	40
合計税額	—	40	40
輸入価格 = 0			
輸 入	0	0	0
国内消費者への販売	160	40	40
合計税額	—	40	40
輸入価格 = 160			
輸 入	160	40	0
国内消費者への販売	160	0	40
合計税額	—	40	40

出所) Auerbach, Devereus, Keen, and Vella (2017b), p. 790 より作成。

以上、見てきたように、DBCFT はキャッシュフロー法人税と仕向地主義を構成要素としており、そこから、①投資に対して中立、②資金調達に対して中立、③国際的所得配分に対して中立、④国際的企業立地に対して中立、といった特徴をもつ税とされる。しかし、こうした特徴が発揮されるには様々な前提条件が必要である。次項では多国籍企業との関係で DBCFT がどのような影響を与えるかについて、項をあらためて検討してみよう。

## 1.2 多国籍企業と DBCFT

### 1.2.1 国際的所得配分に与える影響

前項で述べたように、DBCFT は国際的所得配分に中立であるとされている。それゆえ、多国籍企業が国際的な利益移転を通じて租税負担を回避するようなタックス・プランニングを無効化することが期待されている。

現行の法人税の場合、移転価格を通じてグループ企業全体の租税負担を軽減させるインセンティブが存在する。典型的には、高税国のグループ関連企業が低税国のグループ関連企業から製品を輸入する際に、輸入価格を高く設定することで、高税国での所得を小さく、低税国での所得を大きくしてグループ全体の租税負担を軽減しようとする。このような取引が DBCFT の下でどのような意味を持つかを簡単な設例を用いて見てみよう。

表5は、DBCFT の下における輸入企業の税額を表したものである。ここでの想定は、A国、B国ともに DBCFT を採用しており、多国籍企業グループの関連会社A社（A国所在）がグループの他の関連会社B社（B国所在）から製品を輸入し、A社がその製品を国内の第三者（消費者またはグループ外の企業）に160で販売するケースである。なお、A国の DBCFT の税率は25%である。

まず、輸出は免税となるため、輸出国（B国）における税額はゼロである。問題は、輸入国（A国）での税額であるが、これには2種類の課税方法がある。一つは、輸入に課税し、最終消

費者への販売において輸入コストを控除する方法である(方法a)。これは、VATにおいて税関通過時に輸入課税し、国内での最初の販売時に仕入税額控除を行う方法に類似している。もう一つは、輸入に課税しない代わりに輸入コストの控除も認めない方法である(方法b)。これは、VATにおける繰延支払方式に類似している。

同表から明らかなように、a、bいずれの方法においても、輸入価格がいくらであれ輸入国(A国)における税額は40で同一になる。しかも、40は国内消費者への販売価格160に税率25%を乗じた額を同じである。方法bにおいてより端的に表されているが、仕向地主義を採用するDBCFTの下では輸入価格が一切税額に影響を与えず、国内消費者への販売価格のみが税額を左右することが分かる。

別の代表的な利益移転の方法として、負債の利用が挙げられる。現行の法人税では支払利子が控除されるため、低税国にあるグループ関連企業から負債調達を行い、高税国から利子を支払うことで、租税回避を行うインセンティブが存在する。DBCFTではそれがキャッシュフロー法人税であるため、先述のとおり、Rベースであれば支払利子は無視される(控除不可)し、R+Fベースであれば実質的に支払利子控除は排除される。したがって、仕向地主義という要素ではなく、キャッシュフロー法人税という要素によって、負債を利用した利益移転のインセンティブそのものが消滅することになる。

また、無形資産を利用した租税回避に対してもDBCFTは有効であるとされる。現行の法人税であれば、低税国に無形資産を移し、ロイヤリティーを支払うことで高税率国の税負担を抑えるインセンティブが働く。しかし、DBCFTの下では、ロイヤリティーの支払いを輸入、ロイヤリティーの受取りを輸出とみなすことで、先の移転価格の場合と同様にそれらの価格が税額に影響を与えなくなり、無形資産を移転させるインセンティブが消滅することになる。

以上の理由から、DBCFTは国際的所得配分に中立であり、現行法人税における租税回避のインセンティブの多くを無効化できるとされる。しかし、ここで注意しなければならないのは、そうした結論が導出できたのはあくまで全世界でDBCFTが採用されているという想定の下であったということである。仮に、一国だけが単独でDBCFTを導入している状況では事態は一変する。

表6は、一国のみがDBCFTを採用し、他の国が源泉地主義課税を維持した場合における移転価格操作の影響を示している。なお、税率は両国とも25%である。上段は、輸出企業側がDBCFT国に所在し、輸入企業側が非DBCFT国に所在するケースである。この場合、輸出はA国のDBCFTの下で免税となり、税額はゼロであるが、輸入はB国のもとで最終製品価格160から輸入コストを差し引いた額が課税ベースとなるため、輸入価格(移転価格)が高いほど税額は小さくなる。下段は、反対に輸出企業側が非DBCFT国に所在し、輸入企業側がDBCFT国に所在するケースである。この場合、輸入は移転価格がいくらであっても40で同一であるが、輸出は移転価格が低いほど税額は大きくなる。したがって、多国籍企業グループ全体の税負担は移転価格によって大きく左右されることになる。このことは、現行法人税よりも利益移転による租税回避のインセンティブがむしろ拡大する可能性があることを示している。

負債利用による租税回避についても、非DBCFT国では支払利子が控除され、DBCFT国では支払利子が控除されないため、DBCFT国のグループ企業から非DBCFT国のグループ企業への



表6 一国のみでDBCFTが採用されている場合の輸出企業と輸入企業の税額

移転価格	最終製品価格	輸出企業の税額 (DBCFT国)	輸入企業の税額 (非DBCFT国)
100	160	0	15
0	160	0	40
160	160	0	0
移転価格	最終製品価格	輸出企業の税額 (非DBCFT国)	輸入企業の税額 (DBCFT国)
100	160	25	40
0	160	0	40
160	160	40	40

出所) Auerbach, Devereus, Keen, and Vella (2017b), p.793より作成。

貸出を増加させるインセンティブが高まることになる。また、無形資産を利用した租税回避についても、ロイヤリティーの支払いが非DBCFT国で控除される反面、ロイヤリティーの受取りが輸出扱いとなってDBCFT国で免税されるため、DBCFT国に無形資産を移転させるインセンティブが高まる。

このように、DBCFTは全世界で採用された場合と、単独で導入された場合とでは、国際的所得配分に対してまったく異なる結果をもたらすことになる。DBCFTが同時に世界で導入されることが想定しにくい以上、理論上でもDBCFTは国際的所得配分に対して中立であるということとはできないだろう。

### 1.2.2 国際的企業立地に与える影響

DBCFTはまた、先述のように国際的企業立地に対して中立であるとされている。輸出を選択するか、現地生産を選択するかに中立であるということは、DBCFTは貿易構造を変化させない、すなわち貿易構造に対しても中立的であるということの意味する。しかし、仕向地主義は輸出免税と輸入課税の組み合わせであり、いわば輸出補助金と輸入関税の両方を実行していることにな<sup>10)</sup>る。どちらも保護主義的な政策であるにもかかわらず、なぜ企業立地に対して中立といえるのだろうか。

ここでもまずは、全世界でDBCFTが採用されている場合を想定しておく。前掲の表1をもとに、A国とB国の両国で販売する多国籍企業の立地に与える影響を考えてみよう。A国の税率は20%であり、B国の税率は30%なので、一企業の判断としては、同じ額の売上(150)があるのであれば、労働コストやその他コストを控除できる分、より税率の高い国(すなわちB国)に生産拠点を移した方が有利になる。したがって、DBCFTは、一企業だけを見れば、その立地行動<sup>11)</sup>に対して中立的ではないといえる。

しかし、為替レートが十分柔軟であれば、B国からA国への輸出の増加が起こることで、B国通貨高が生じる。これによりA国通貨で見たB国の労働コストやその他費用、売上は上昇する。どの程度まで上昇するかといえば、A国通貨で見た両国の同一製品価格の比が、それぞれの通貨で見た税引き後の両国の同一製品価格比とが等しくなる水準までである。つまり、為替レートの変動によって税率差の影響が相殺されることになる。この新たな為替レートの下では、両国の税率差にもかかわらず、Aで生産しようが、B国で生産しようが両国の税引き後利潤の合計は同じ

になる。<sup>12)</sup> DBCFT が多国籍企業の国際的立地に対して中立であるとはこのような意味であり、ここでは為替レートの調整（または物価調整）の効果が決定的な役割を演じていることが分かる。

為替レートの調整効果の点で、仕向地主義をとる DBCFT は、輸出補助金や輸入関税の単独実施の場合と異なると見られている。輸出補助金を実施した場合、輸出が増えたとしても、それにより自国通貨高が生じ、輸入も増加することになる。そのため、輸出補助金の効果を完全に相殺してしまうほどの自国通貨高は生じず、輸出補助金の輸出促進効果は残ると考えられる。また、輸入関税の場合も自国通貨高が生じるが、これにより輸出も減少し、自国通貨安の圧力が生じる。そのため、輸入関税の効果を完全に相殺してしまうほどの自国通貨高は生じず、輸入関税の輸入減少効果は残ると考えられる。これに対し、いわば同率の輸出補助金と輸入関税を同時に実施する DBCFT では、為替レートの調整効果が完全に働くことで、貿易構造が変化することはない。したがって、保護主義的な政策とは言えないということになる。

しかし、以上のような企業の国際的立地に対する中立性の議論には注意すべき点がある。第1に、為替レートは DBCFT の下での実物需要による影響だけでなく、他の租税政策の影響はもちろん、資本市場を通じた影響など複雑な要因で決まるため、為替レートの調整効果を前提とした中立性の議論がどこまで妥当かという点である。第2に、事後的に為替レートの調整効果によって中立性が成り立つとしても、調整にはタイムラグがあるという点である。ある国が税率を引き上げれば、その間に低税率国からその国へ生産拠点の移動が生じうる。

さらに、DBCFT をある国が単独で導入する場合には大きな問題が生じる。例えば、DBCFT 国で生産して、非 DBCFT 国に輸出をすることで、税負担を極端に減少させることができる。なぜなら、DBCFT 国側で輸出が免税される一方で、非 DBCFT 国側では輸入コストが控除されるからである。したがって、現行の法人税を持つ非 DBCFT 国は企業誘致競争で到底 DBCFT 国に勝ち目はない。この場合、DBCFT 国は実質的なタックス・ヘイブンとなることから、鈴木 (2017) が端的に指摘するように、「DBCFT の導入は国際的な租税競争に対する究極的な手段」(p. 24) と呼ぶべきものとなる。このように、DBCFT を一国が単独で導入する場合には、先に見た国際的所得配分の中立性だけでなく、企業の国際的立地の中立についても実現できなくなる。それどころか、新たな歪みを拡大させるリスクさえ生じることが分かる。

### 1.3 DBCFT の理論と実際

これまではあくまで理論的なモデル上の DBCFT を想定してきたが、DBCFT を実際に実行しようとした場合、こうした理論レベルとは異なる問題も抱えることになる。

第1に、国境調整の執行上の問題である。DBCFT はあくまで直接税であるため、VAT のように取引ごとのインボイスにもとづいて税額レベルで国境調整を行うことはできない。そのため、製品が本当に輸出されたのか、中間財は本当に国内で調達されたのかを何等かの形でモニタリングする必要がある。<sup>13)</sup> その実行可能性を担保できなければ、大きな脱税の機会を提供することになる。

第2に、輸出税還付の問題である。DBCFT を理論通りに実行しようとするれば、マイナスの課税が発生する。極端な例でいえば、国内で生産した製品をすべて輸出した場合、課税ベースに算入される国内の売上は0であるが、国内の賃金等の費用が控除されるため、課税ベースはマイナ

スとなる。しかし、直接税である DBCFT の場合、税転嫁が想定されていないため、VAT のように輸出に際して仕入税額を控除するという理由が成り立たない。また、頻繁な税還付は行政コストが大きい上、不正還付のリスクも高まる。そのため、DBCFT においては一般的に還付は認められないと考えられている<sup>14)</sup>。ただ、マイナスの課税について還付を行えなければ、DBCFT の理論的な性格はそれだけ歪められることになることになる。

第 3 に、WTO ルールの問題である。WTO は VAT における国境調整は認めているが、所得課税における国境調整は認めていない。Avi-Yonah and Clausing (2017) は、DBCFT も WTO ルールに抵触する可能性があるとして、DBCFT が賃金控除を認める点で VAT と大きく異なる点を指摘する。DBCFT が VAT+賃金補助金という構成になっていることから明らかなように、労働コスト分の控除額×税率分が賃金補助金として輸出業者にもたらされ、これが輸出補助金にあたるという主張である。この点は先述の為替レートの調整効果を認めるかどうかにもかかわるが、現状では DBCFT が WTO 協定に抵触する可能性は否定できないだろう。

上記に挙げた点以外にも、租税条約との関係や新たなタックス・プランニングの可能性、個人所得税との関係など、様々な問題点を指摘することができる。理論と実際という点からいえば、DBCFT は同率での VAT+賃金補助金と等価であるとされるものの、実際には多くの点で DBCFT は VAT とは同一には扱えないことを示唆している。

## 2. アメリカ政策過程における国境調整税

### 2.1 ライアン=ブレディ・プラン

ライアン=ブレディ・プランでは、現行のアメリカの法人税制と国際課税とが、アメリカの競争劣位を引き起こすとともに、アメリカ企業の海外移転や租税回避の原因となっているとして、次のように主張する。

「高い法人税率、時代遅れの全世界所得課税システム、輸出品に課税する源泉地ベース課税、これらのために、アメリカ企業の海外移転が進み、インバージョンの加速を招いている」(Ryan and Brady (2016), p.9)。

こうした現状を打開するために、同プランは、法人税率の20%への引き下げ、全世界所得課税から領域主義課税への転換、法人税への国境調整措置の導入、の3点を提起する。前2者は、2017年に立法化された減税・雇用法 (Tax Cuts and Jobs Act of 2017, 以下 TCJA と略) の中軸として実現に至ったものであるが、国境調整措置が、これら2者と合わせた形で提起されているという点が、第1の特徴であり、まずもって注目されるべき点であろう<sup>15)</sup>。

では、ライアン=ブレディ・プランにおいて、国境調整措置の導入は、いかなる論理によって提起されているのであろうか。同プランでは、国境調整措置導入の必要性を、VAT を有する先進諸国税制への対抗という観点から正当化している。すなわち、仕向地ベースを原則としている VAT は、輸出品免税、輸入品課税となる、自国企業の輸出促進、国際競争力優位を確保できる税であるが、アメリカは VAT を有していないために、一般に VAT を有している他先進国企業との取引においてアメリカ企業は不利な地位に立たされている。こうした現状認識を基に、ライ

アン＝ブレディ・プランでは、法人税における国境調整措置の導入により、アメリカはVAT導入国との競争に対抗することが可能になると主張する（Ryan and Brady (2016), p. 28）。国境調整税導入の論理が、VATへの対抗手段、ないしはその代替手段として提起されているというのが、同プランにおける国境調整税の第2の、最大の特徴である。

ライアン＝ブレディ・プランにおける国境調整措置の論理の第3の特徴は、国境調整税とキャッシュフロー法人税との関係理解についてである。第1節で明らかにしてきたように、租税理論上は、国境調整税は、個人・法人所得税の支出税への統合とその国際的中立性の確保という見地から、キャッシュフロー法人税と一体のものとして、すなわちDBCFTとして構想される。むしろ、支出税への統合のために法人税の課税ベースをキャッシュフローに限定することが第一義的であって、その国際的中立性を確保するために課税を仕向地ベースに転換する、というのが租税理論上の論理であった。

ところが、ライアン＝ブレディ・プランでは、上記のような論理が逆転している。すなわち、他国のVATに対抗するためにまずもって国境調整税の導入が必要だとした上で、仕向地ベースの法人税への転換が、WTOの補助金ルールに抵触することを回避するために、法人税の課税ベースを、支出税を体現したキャッシュフロー・ベースに転換させることが必要だ、という論理構成となっている（Ryan and Brady (2016), p. 28）。

導かれる結論は租税論で言われているDBCFTと同じだがその導き方が上記のように異なるのは、この税制改革の目的が、グローバル企業の優遇をさらに推し進める所得課税の支出税的統合にあるのではなく、ミドルクラス・アメリカンの復興にあるのだということを理屈づけなければならなかった、ライアン＝ブレディ・プランの政治的性格に規定されたものと考えられる<sup>16)</sup>。

## 2.2 国境調整税導入の政策的論理と現実

上記に見てきたように、ライアン＝ブレディ・プランにおいて具体的に提起された国境調整税構想は、租税論において議論されているDBCFTの一般理論とは異なる、アメリカ的特殊性を政策的に有していた。しかしながら、ライアン＝ブレディ・プランにおいて国境調整税が盛り込まれたのには、上記の事情に加えて、より政治的な意図があった。それは、法人税率の大幅引き下げに伴う税収減を補う代替財源の確保として、国境調整税が組み込まれたという点である。こうした点は、同プラン文書には明示されていない。しかしながら、同プランがその後の税収に及ぼす影響推計を見れば、国境調整税の導入が代替財源として期待されていたことを見ることができる。

表7は、リベラル系シンクタンクであるTax Policy Center（表ではTPC推計と略）と、保守系シンクタンクであるTax Foundation（表ではTF推計と略）が、ライアン＝ブレディ・プランの後年度税収に及ぼす効果を推計したものである<sup>17)</sup>。同表で、静的推計とは、同プランによる税制改革立法がマクロ経済に及ぼす影響を勘案せずに税制改革諸規程の変更に伴う税収への影響を推計したものであるのに対して、動的推計とは、税制改革がマクロ経済に及ぼす影響を考慮した上での税収の推移を見積もったもの（ダイナミック・スコアリングと呼ばれる）である<sup>18)</sup>。

同表より明らかなのは、ライアン＝ブレディ・プランに盛り込まれた法人税率の引き下げ（35%から20%）により、大幅な減収が見込まれるのに対して、その全てを補うには至らないものの、

表7 ライアン=ブレディ・プランの向こう10年間の税収への影響推計

単位：10億ドル

税制改革の諸規程	TPC 推計	TF 静的推計	TF 動的推計
法人所得税関連			
法人税率の20%への引き下げ	-1,845	-1,807	-1,325
領域主義課税への転換	-88	-160	-160
過年度 CFC 所得への軽課措置	138	185	185
国境調整措置	1,180	1,069	936
投資減税等	-448	-2,236	-883
法人課税ベースの拡大	172	—	—
小 計	-891	-1,197	-1,324
個人所得税・社会保障税関連	-2,023	-981	1,249
遺産税・贈与税関連	-187	-240	-240
物品税関連	—	0	57
総 計	-3,101	-2,418	-191

- 注) 1. TPC 推計は、2016-26会計年度の11年間、TF 推計は、2016-25年（暦年）の10年間の総計額。  
 2. 法人所得税の詳細規程については、TPC 推計とTF 推計とでカテゴリー区分が異なっている部分がある。  
 3. TPC 推計は、静的推計値。  
 出所) Nunns, et al. (2016), p.9, Pomerleau (2016), pp.5-6, より作成。

相当程度の増収が国境調整措置により見込まれているということである。アメリカ経済の構造変化——アメリカ企業の競争力強化に伴う輸入減・輸出増，さらには為替調整の進展による貿易収支の均衡化——が，国境調整措置の理論的，構造的（中長期的）なインパクトであるが，現実にはそのような構造変化が速やかに進むとは考えにくい。これに加えて，伝統的に，国境調整措置を含む税制改革のマクロ経済への影響を考慮せずに財政推計を行うこととされてきたため，短期的，財政的には，国境調整税の導入は，租税理論が想定していたのとは逆に，輸入大国アメリカの経済構造を所与として，大幅な税収増大要因として作用する。

税制改革を立法化させるためには，程度の差はあれ，一定の財政規律を担保し，可能な限り財政赤字を拡大させない，赤字中立性が要求される。<sup>19)</sup>こうした政治的要請に応えるための代替財源として国境調整税の導入が盛り込まれたというのが，租税理論とは逆説的な，国境調整税構想のいまひとつの動機であった（DeBonis and Werner (2017)）。

しかしながら，後述するとおり，国境調整税構想は，共和党内での税制改革立法に向けた具体化が始まった初期の段階で頓挫した。この結果，法人税率の大幅引き下げと領域主義課税への転換を柱とした共和党の税制改革は，国境調整税に代わる代替財源を求めて混迷と紛糾を深めることとなる。<sup>20)</sup>

### 2.3 国境調整税のオミット

上記に見てきたように，国境調整税は，政策論理としては，VATに代替するアメリカ企業の国際競争力強化の手段として，現実政治からの要請としては，法人税率引き下げの代替財源の確保手段として，その役割が期待されていたわけだが，現実の立法過程においては，トランプ政権が税制改革のレオプランを提示した4月後半段階で，国境調整税は早々に税制改革プランから外されることとなった。その理由については，より詳細な検討が必要であるが，少なくとも以下2

つの要因が作用したからだと言われている。

第1の要因は、国境調整税を主導してきた議会指導部とトランプ政権との政策的な齟齬、すなわち、トランプ政権による国境調整税の却下である。ライアン＝ブレディ・プランにおける国境調整税の組み込みは、トランプが共和党大統領候補となることがほぼ確定した共和党大会を前にして、トランプの「アメリカ・ファースト」に、議会共和党指導部が長年練り上げてきた税制改革構想をすりあわせるという意味を有していた。しかしながら、より直接的に保護貿易の利益を訴えたいトランプにとってみれば、複雑極まりない国境調整税よりも、相手国との2国間貿易交渉や、報復関税という手法の方が、その効果はどうかは遥かにわかりやすいものであった。ポピュリズムを背景としたトランプ政権に対して、議会共和党によるエリート政治はそのギャップを埋めることができず、このことが国境調整税の却下となった。

第2は、国境調整税をめぐる経済界内部での対立である。輸出関連企業やグローバルに展開するアメリカ企業は国境調整税に賛成の立場を示したものの、ウォルマートなど国内流通業をはじめとした国内産業からは、輸入品価格上昇への懸念から反対が相次いだ<sup>21)</sup>。こうした経済界の内部対立を調整することができなかつた結果、国境調整税は早々に舞台から退いた。このことは、アメリカ経済が依然他の先進国に比して世界経済を牽引する消費大国、輸入大国という特徴を保持しており、その政治的・経済的力学が強く働いていることを示している。

## おわりに

第1節では、租税理論からみた国境調整税、すなわち DBCFT の理論について検討した。DBCFT が示唆するのは、いわば法人税の消費税化、あるいは現行の所得課税の支出税化であり、それを開放経済下で実現するための仕向地主義の採用である。このことから、投資に対する中立性、資金調達に対する中立性、国際的所得配分に対する中立性、国際的企業立地に対する中立性などの特徴が導かれる。しかし、そうした特徴付けには、完全で即時の為替レート調整や、全世界での DBCFT の同時採用という前提があることに注意しなければならない。とりわけ DBCFT が単独導入される場合には、理論的な DBCFT の想定の下でも中立性を実現できず、新たな歪みを持ち込むことになる。また、DBCFT は同率での VAT+賃金補助金と等価であるとされるが、実際には多くの点で DBCFT は VAT とは同一に扱えないことも明らかである。ただ、一方で、DBCFT の議論が、直接税と間接税の境界、所得税の支出税化、法人課税と個人課税の関係など、グローバル化時代の法人課税のあり方について多くの問題提起を含んでいることもまた確かである。

第2節では、アメリカの政策過程における国境調整税について検討した。そこで明らかにしたように、ライアン＝ブレディ・プランに体现された今般のアメリカ税制改革における国境調整税構想は、租税論の世界において議論されている DBCFT とは相当程度異なる、アメリカの特殊性を有したものであった。第1に、同プランにおいて国境調整税正当化の論理とされたのは、VAT を兼ね備えた他国とそれを有さないアメリカとの非対称性に着目し、国境調整税導入により、こうした非対称性が除去され、アメリカ国内企業と他国企業との競争上の公平性が確保され

る、というものであった（Ryan and Brady (2016), p.28）。こうした議論は、租税論において主張されてきたDBCFTの国際的中立性の議論とは全く異なる、相当程度に荒っぽい議論だと言える。

第2に、国境調整税に期待された政策的意図は、法人税率の大幅引き下げをはじめとした税制改革上の主要課題を実現するための財源確保にあった。ライアン＝ブレディ・プランにおけるこうした政策的意図は、為替調整を含めた貿易構造の変化を織り込んだDBCFTの理論上の世界とは全く逆に、輸入大国アメリカが税制改革後も継続することを前提として織り込まれたものであった。

最後に、今般のアメリカ税制改革において、国境調整税は早々に政策形成の舞台から去ることとなったが、最終的に成立したTCJAは、①法人税率の35%から21%への引き下げ、②全世界所得課税から領域主義課税への転換、③無体財産の海外留保を基準としたタックスヘイブン対策税制の転換、といった諸点において、国際課税上の大きな転換点となるものと思われる<sup>22)</sup>。それゆえ、TCJAそれ自体が企業課税、国際課税にとって有する意義を検討する必要があるが、この点については今後の課題としたい。

注

- 1) Ryan and Brady (2016). 本政策文書は、The Blueprint と称されたが、本稿では政策提案の主体を明示するため、ライアン＝ブレディ・プランと表記する。
- 2) 岡村 (2017), p. 74。
- 3) 岡村 (2017), p. 84。
- 4) DBCFTは主にアカデミックな世界で議論されてきたものであるが、ライアン＝ブレディ・プランで初めて政策提案されたわけではなく、2005年の米国大統領税制改革諮問委員会提案（The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005)）や『マーリーズ・レビュー』（Mirrlees, et. al. (2010)）でも改革案の一つとして検討されてきた。
- 5) 投資に対して中立となる詳しい根拠については、鈴木 (2008), pp.15-16 を参照。
- 6) 鈴木 (2017), p. 17。
- 7) Hall and Rabushka (1983), (1995)。
- 8) Auerbach (2017), p. 2。
- 9) 鈴木 (2017), p. 16。
- 10) 岡村 (2017), p. 78。
- 11) 鈴木 (2017), p. 21。
- 12) ベッグ制やユーロのような統一通貨の下では、為替レートは固定されているが、物価水準の変化によって同様の調整が生じると考えられる。
- 13) 鈴木 (2008), p. 32。
- 14) 岡村 (2017), p. 85。
- 15) 例えば、アウアバック (2017) は、アメリカの国際課税対策を、①法人税率の大幅引き下げ、②現行制度を前提にした国際的租税回避対策の強化、③全世界所得課税から領域主義課税への転換、④BEPSへの参画による国際租税協調、⑤DBCFT（国境調整税）への転換、という代替的なアプローチとして分類した上で、国際的租税中立性とアメリカ企業の国際競争力担保という見地から、⑤が最適な選択肢であるとしている。ライアン＝ブレディ・プランでは、こうした租税論一般の知見とは異なり、それぞれを組み合わせた——具体的には①、③、⑤の組み合わせ——政策プランとして提示されている点が大きく異なっている。

- 16) とはいえ、ライアン＝ブレディ・プランでは、国際的租税回避への対処という視点からは、DBCFTへの転換が、海外企業との競争条件を公平にし、国際的租税回避対策のための複雑な諸制度を必要としなくなるとして、支出税への所得税の統合を主張する租税論者たちの主張をあからさまに継承している (Ryan and Brady (2016), p.29)。
- 17) Tax Policy Centerの推計は, Nunns, et. al. (2016), Tax Foundationの推計は, Pomerleau (2016), による。
- 18) 当然のことながら、税制改革がマクロ経済に及ぼす影響は、いかなるマクロ経済モデルを基にするかにより異なってくる。表1には記載していないが、Tax Policy Centerも動的推計を独自に行っており、その推計値は、 $-3,009 \sim -2,508$ 億ドルと、Tax Foundationの動的推計値に比して相当程度悲観的な税収減となっている (Nunns, et. al. (2016), p.9)。
- 19) 税制改革における財政規律への配慮は、共和党内部における財政保守派への合意調達という政治的理由とともに、分極政治の下で民主党からの支持が見込めないことを前提に立法化を図るためには、リコンシリエーションという財政制約を伴う立法手続きを踏まなければならないという議会制度上の理由がある。後者の点について、より詳しくは、河音 (2010)、Reynolds (2017) を参照されたい。
- 20) 国境調整税という代替財源を失った共和党は、オバマケア撤廃により減税の財源確保を求めるようになるが、民主党の反発と共和党の内部分裂でこれもかなわず、結果、大幅な財政赤字拡大を前提とした減税立法へと舵を切ることになる。この過程については、DeBonis and Wener (2017)、Nicholas, Rubin and Hughes (2017)、Ip (2017) を参照されたい。
- 21) DeBonis and Werner (2017), 『日本経済新聞』2017年2月21日。
- 22) Avi-Yonah, Bathelder and Fleming, et. al. (2017a), (2017b) は、今般成立を見たTCJAについて、その基本的性格が支出税志向の法人税と個人所得税との統合にあるとした上で、同法が、国際的な租税競争の激化と国際的租税回避のさらなる進展につながる危険性を指摘している。

## [参考文献]

- Auerbach, Alan J. (2017) "Demystifying the Destination-Based Cash-Flow Tax," *BPEA Working Paper Series*, September.
- Auerbach, Alan, Michael P. Devereux, Michael Keen, John Vella (2017a) "Destination-Based Cash Flow Taxation," Oxford University Centre for Business Taxation, *Working Paper Series*, 17/01, Jan.
- Auerbach, Alan, Michael P. Devereux, Michael Keen and John Vella (2017b) "International Tax Planning Under the Destination-Based Cash Flow Tax," *National Tax Journal*, 70(4), pp. 783-802.
- Avi-Yonah, Reuven, Lily Bathelder and J. Clinton Fleming, et. al. (2017a) "The Games They Will Play: Tax Games, Roadblocks, and Glitches under the New Legislation," *SSRN*, Dec. 7, ([https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=3084187](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3084187)).
- Avi-Yonah, Reuven, Lily Bathelder and J. Clinton Fleming, et. al. (2017b) "The Games They Will Play: An Update on the Conference Committee Tax Bill," *SSRN*, Dec. 22, ([https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=3089423](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3089423)).
- Avi-Yonah, Reuven S. and Kimberly Clausing (2017) "Problems with Destination-Based Corporate Taxes and the Ryan Blueprint," *Columbia Journal of Tax Law*, 8(2), pp. 229-255.
- Bazel, Philip and Jack M. Mintz (2017) "Competitiveness Impact of Tax Reform for the United States," Tax Foundation, *Fiscal Facts*, No. 546, Apr.
- Devereux, M. and P. Sorensen (2005) *The Corporate Income Tax: International Trends and Options for Fundamental Reform*, Paper Prepared for the Working Party No. 2 of the Committee on Fiscal Affairs of the OECD.



- Debonis, Mike and Erica Werner (2017) "How Republican Pulled off the Biggest Tax Overhaul in 30 Years," *The Washington Post*, Dec. 20.
- Edsall, Thomas B. (2017) "You Cannot Be Too Cynical about the Republican Tax Bill," *The New York Times*, Dec. 21.
- Graetz, Michael J. (2017) "The Known Unknown of the Business Tax Reforms Proposed in the House Republican Blueprint," *Columbia Journal of Tax Law*, 8(2), pp.117-169.
- Grubert, Harry and Rosanne Altshuler (2013) "Fixing the System: An Analysis of Alternative Proposals for the Reform of International Tax," *National Tax Journal*, 66(3), pp.671-712.
- Hall, Robert E. and Alvin Rabushka (1983) *Low Tax, Simple Tax, Flat Tax*, McGraw-Hill.
- Hall, Robert E. and Alvin Rabushka (1995) *The Flat Tax*, 2<sup>nd</sup> ed., Hoover Institution Press.
- Hariton, David P. (2017) "Planning for Border Adjustments: A Practical Analysis," *Tax Notes*, Feb. 20.
- Hasset, Kevin A. and Alan J. Auerbach (eds.) (2005) *Toward Fundamental Tax Reform*, AEI Press.
- Herzfeld, Mindy (2017) "The U.S. Congress Does BEPS One Better," *Tax Notes*, Nov. 28.
- Hufbauer, Gary Clyde and Zhiyano (Lucy) Lu (2017) "Border Tax Adjustments: Assessing Risks and Rewards," Peterson Institute for International Economics, *Policy Brief*, PB 17-3, Jan.
- Institute for Fiscal Studies (1978) *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by Professor J. E. Meade*, Georg Allen and Unwin.
- Ip, Gregg (2017) "GOP Tax Bill Fixes Some Problems, But Exacerbates Others," *The Wall Street Journal*, Dec. 20.
- Nicholas, Peter, Richard Rubin and Sibhan Hughes (2017) "Over Golf and an Airport Chat, Trump and GOP Hashed out a Historic Tax Plan," *The Wall Street Journal*, Dec. 20.
- Nunns, Jim, Len Burman, Ben Page, et. al. (2017) "An Analysis of the House GOP Tax Plan," *Tax Policy Center*, Sept. 16.
- Mirrlees, James, Stuart Adam, Tim Besley, Richard Blundell, Stephen Bond, Robert Chote, Malcolm Gammie, Paul Johnson, Gareth Myles and James M. Poterba (eds.) (2010) *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press.
- Mirrlees, James, Stuart Adam, Tim Besley, Richard Blundell, Stephen Bond, Robert Chote, Malcolm Gammie, Paul Johnson, Gareth Myles and James M. Poterba (2011) *Tax by design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press.
- Mirrlees, James, Stuart Adam, Tim Besley, Richard Blundell, Stephen Bond, Robert Chote, Malcolm Gammie, Paul Johnson, Gareth Myles, and James Poterba (2012) "The Mirrlees Review: A Proposal for Systematic Tax Reform," *National Tax Journal*, 65(3), pp.655-684.
- Pechman, Joseph (1987) *Federal Tax Policy*, 5<sup>th</sup> ed., The Brookings Institution Press.
- Pomerleau, Kyle (2016) "Details and Analysis of the 2016 House Republican Tax Reform Plan," Tax Foundation, *Fiscal Facts*, No.516, Jul.
- Pomerleau, Kyle and Kari Jahnsen (2017) "Designing a Territorial Tax System: A Review of OECD Systems," Tax Foundation, *Fiscal Facts*, No.554, Jul.
- The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005) *Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System: Report of the President's Advisory Panel on Federal Tax Reform*, Nov. (<https://govinfo.library.unt.edu/taxreformpanel/final-report/index.html>).
- Reynolds, Molly E. (2017) *Exceptions to the Rule: The Politics of Filibuster Limitations in the U. S. Senate*, Brookings Institution Press.
- Ryan, Paul and Kevin Brady (2016) *A Better Way: A Pro-Growth Tax Code for All Americans*, June 24, ([https://abetterway.speaker.gov/\\_assets/pdf/ABetterWay-Tax-PolicyPaper.pdf](https://abetterway.speaker.gov/_assets/pdf/ABetterWay-Tax-PolicyPaper.pdf)).

- Sullivan, Martin A. (2017) "Goodbye Border Adjustments, Welcome Back Laffer Curve," *Tax Notes*, May 1.
- Toder, Eric (2017) "Territorial Taxation: Choosing among Imperfect Options," *AEI Economic Perspectives*, Dec., pp.1-8.
- U. S. Senate, Committee on Finance (2010) "Tax Reform: Lessons from the Tax Reform Act of 1986," *Hearing before the Committee on Finance*, 111<sup>th</sup> Congress, 2<sup>nd</sup> Session, Sept. 23.
- Viard, Alan D. (2017) "The Brady-Ryan Plan: Potential and Pitfalls," *Tax Notes*, Apr. 10.
- White House (2017) *Tax Reform: More Jobs, Fairer Taxes, Bigger Paychecks: Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code*, Sept. 27.
- アウアバック, アラン・J. (2017) 「米国の税制改革をめぐる動き（議事概要）」RIETI 特別セミナー, 8月21日 (<http://www.rieti.go.jp/jp/events/17082101/summary.html>).
- 岡村忠生 (2017) 「仕向地基準課税再考」『税・財政及び国際課税を巡る現状と課題』公益財団法人日本租税研究協会第69回租税研究大会記録, pp.74-107 ([http://www.soken.or.jp/p\\_document/pdf/taikaikiroku2017\\_tokyo2.pdf](http://www.soken.or.jp/p_document/pdf/taikaikiroku2017_tokyo2.pdf)).
- 加藤慶一 (2015) 「アメリカの法人税改革をめぐる議論——税率水準と課税ベースの在り方を中心に」『レファレンス』(平成27年4月号), 69~108ページ。
- 河音琢郎 (2010) 「アメリカ連邦予算過程における財政規律の弛緩とリコンシリエーションの変容」和歌山大学経済学会『研究年報』第14号, 7月。
- 佐藤主光 (2017) 「国境調整税（ボーダータックス）と消費税」東京財団 税・社会保障調査会『論考』3月13日 ([https://tax.tkfd.or.jp/?post\\_type=article&p=296](https://tax.tkfd.or.jp/?post_type=article&p=296)).
- 鈴木将覚 (2008) 「『抜本的な』税制改革の議論——消費課税への移行と資本課税改革」『みずほ総研論集』I号。
- 鈴木将覚 (2010) 「マーリーズ・レビューの税制改革案——ミード報告以来30年ぶりの抜本的税制改革案」『みずほ政策インサイト』12月23日。
- 鈴木将覚 (2017) 「法人税の『国境調整』とは何か?」『租税研究』第814号, pp.11-28。
- 関口智 (2015) 『現代アメリカ連邦税制——付加価値税なき国家の租税構造』東京大学出版会。
- 田近栄治 (2017) 「法人税における国境調整税（ボーダータックス）——付加価値と税の関連を考える」東京財団 税社会保障調査会『論考』3月6日 ([https://tax.tkfd.or.jp/?post\\_type=article&p=264](https://tax.tkfd.or.jp/?post_type=article&p=264)).
- 『日本経済新聞』2017年2月21日, 「米企業, 『国境税』巡り二分」。
- 野口剛 (2014) 「経済活動のグローバル化と法人課税——マーリーズ・レビューを素材に」宮本憲一・鶴田廣巳・諸富徹編『現代租税の理論と思想』有斐閣, 第9章, pp.259-293。
- 宮島洋 (1986) 『租税論の展開と日本の税制』日本評論社。
- 森信茂樹 (2017) 「国境調整税（ボーダータックス）——トランプ税制をどう考えるか」東京財団 社会保障審査会『論考』3月13日 ([https://tax.tkfd.or.jp/?post\\_type=article&p=301](https://tax.tkfd.or.jp/?post_type=article&p=301)).
- 諸富徹 (2017) 「付加価値税としての企業課税」『日本地方財政学会研究叢書』第24号, 2月。

\* ウェブサイトについてはすべて2018年2月26日時点で確認済み